

学校法人札幌大谷学園
「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

教職員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境を作ることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次世代育成支援対策推進法に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間等

(1) 計画期間

2021年 4月 1日～2026年 3月 31日までの 5年間

(2) 計画の見直し

行動計画は、期間中における人事制度の改正等に応じて弾力的に変更できるものとする。

2. 内容

目標 1 : 年次有給休暇の取得率を、前年比 10%以上増加させる。

<対策>

- 2021年 4月～ 学内において周知を促進する。
- 2022年 4月～ 計画的に年次有給休暇を取得するよう促進する。

目標 2 : 時間外労働時間について、前年比 10%削減する。

<対策>

- 2021年 4月～ 指定ノ一残業デー（毎週水曜日）の再度徹底。
- 2022年 4月～ 職員各自が自身の残業時間の把握を行い、タイムマネジメントを意識づける。